小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画

概 要 版

住み慣れた小平で、 住み慣れた小平で、 で暮らせる地域社会を目指して 平成21年度~23年度



平成 2 1年 3 月 **小平市**

市長あいさつ

平成18年に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18年度~20年度)が終了することから、高齢者保健福祉関連事業や介護保険事業をさらに充実させるために、この計画を一体的に見直し、平成21年度から23年度の計画を新たに策定いたしました。



今回策定した第4期の介護保険事業計画は、第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけの性格を有し、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を見据えながら、今後3年間の具体的な事業の方向性やサービス見込量等を示す計画となります。

また、本計画では重点施策として、「見守り体制の充実」「地域密着型サービス」「地域支援事業」を掲げて取り組んでいくことにより、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指していくことといたしました。

この計画の推進にあたっては、行政だけではなく、市民の皆様をはじめ、保健・医療・福祉の関係機関・団体等とともに、連携・協働・相互扶助を図りながら進めていくこととしております。市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

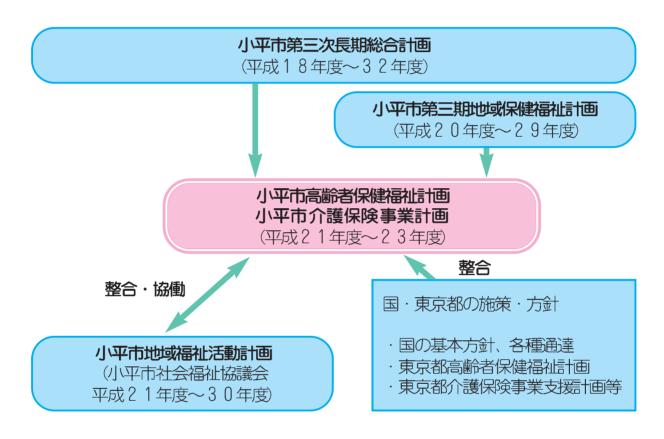
平成21年(2009年)3月 小平市長 小 林 正 則

計画策定の背景

- これまでの3期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間を通じて、わが国全体及び小平市における高齢化の進行は著しく、生活習慣病や高齢に伴う疾病の増加、家族形態の変化に伴うひとり暮らし高齢者の増加等、高齢者保健福祉の基盤そのものがさらに変化してきています。
- 平成19年から平成21年にかけては、団塊の世代といわれる戦後の第一次ベビーブーム世代が60歳定年を迎えて大量退職し、さらに65歳を迎え、これまで以上に高齢化に拍車がかかることが予想されることから、活力ある超高齢社会の構築が急務となっています。
- 平成20年4月からは、医療制度改革の一環として「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と改められ、新たに長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。このことから、小平市においても生活習慣病の予防や、疾病の予防に向けて、高齢者の健診等の取り組みをさらに充実させていくことが重要となっています。
- 平成18年に介護保険制度の一部が改正され、これにより第3期介護保険事業計画では、 介護予防給付及び地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換、地域密着型サー ビスや地域包括支援センターの創設等が行われ、今回は、制度改正後の最初の計画見直しと なります。
- 小平市でも、今計画期間中には高齢化率*¹が20%を超えることが確実とみられ、特に75歳以上の高齢者の人口が急増していくことが予想されますが、これまでの介護サービスや福祉サービスの基盤整備の上に、健康で生きがいのある生活を持続できるような地域づくりを進めていく必要があります。
- * 1 一般に、高齢化率(6.5 歳以上の人口が総人口に占める割合)が7%~1.4%を高齢化社会、1.4%~2.1%を高齢社会、2.1%以上を超高齢社会といいます。

計画の位置づけ

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の健康と福祉の 増進を図るために定める計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基 づき、小平市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。
- ◆ 本計画は、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に進めるため、両者を一体として策定するものであり、平成20年度からの10年間を計画期間とする小平市第三期地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられるものです。



計画の期間

- 平成17年度の介護保険法の改正により、介護保険事業計画は3年を1期とした計画期間となりました。
- 本計画の対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。平成23年 度に見直しを行い、新たな計画を策定することとします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画	前期計画		今期計画		次期計画				
小平市地域保健福祉計画	第二	二期	第三期(平成29年度まで)						



計画の基本的な考え方



計画の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護 保険施策を体系的に推進していきます。

基本理念

基本目標

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

住み慣れた小平で、 いきいきと笑顔で暮らせる 地域社会を目指して



2 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

3 地域でお互いに支え合い、 誰もが暮らしやすいまちづくりの支援



施策の柱

施策

1. 生きがい活動と 社会参加の促進



- (1) 社会活動への支援
- (2) スポーツ・学習・余暇への支援
- (3) 就労への支援
- (4) 地域との交流
- (5) その他の支援

2. 暮らしやすくする ための環境整備



- (1) 相談体制の推進
- (2) 広報活動の推進
- (3) 生活環境の整備
- (4) 住環境の整備
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6)権利擁護システムとサービスの質の向上

3. 健康づくりの推進



- (1)保健サービスの推進
- (2) 医療の推進

4. 思いやりのある 地域づくりの推進



- (1) ボランティア活動の育成・支援
- (2) 福祉人材の育成・支援
- (3) 見守り体制の充実
- 重点施策
- (4) 支援体制の整備

5. 介護保険事業の推進



- (1) 居宅サービス(介護・介護予防)
- (2) 地域密着型サービス 重点施策 (介護・介護予防)
- (3) 施設サービス
- (4) 地域支援事業

重点施策



高齢者保健福祉計画の推進



施策の柱 1 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢クラブ等の自主的な地域 活動への積極的な支援と、活動のさらなる活性化を図ります。また、高齢者と様々な世代の交 流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。

(1) 社会活動への支援

- ① 高齢クラブへの助成
- ② 高齢者福祉大会(社会福祉協議会共催)
- ③ 福祉会館(老人福祉センター)運営
- ④ 高齢者館(ほのぼの館・さわやか館)運営
- ⑤ 高齢者作業室運営
- ⑥ ほのぼのひろば





ゲートゴルフ大会

高齢者福祉大会

(2) スポーツ・学習・余暇への支援

- ① 高齢者運動会
- ② 高齢者芸能大会
- ③ 療育音楽教室
- ④ 生きがい菜園
- ⑤ 高齢者学級 (シルバー大学)







シルバー大学

(3) 就労への支援

- ① シルバー人材センター運営補助
- ② 高年齢者職業相談



こだいら就職情報室

(4) 地域との交流

- ① 福祉バザー
- ②高齢者交流室運営事業



福祉バザ

(5) その他の支援

- ①記念品の贈呈
- ② 東京都シルバーパスの発行

施策の柱 2 夢らしやすくするための環境整備

高齢化が進む中、福祉のまちづくりをもとに、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

(1) 相談体制の推進

(2) 広報活動の推進

- ① 明るいまち(高齢者福祉だより)
- ② 高齢者のしおり
- ③ 社会福祉協議会の活動に関する広報の充実

(3) 生活環境の整備

- ① 訪問給食サービス
- ② 高齢者生活支援ショートステイ事業
- ③ 高齢者生活支援ホームヘルプサービス
- 4 有償家事・介護援助サービス
- ⑤ 訪問理・美容サービス
- ⑥ねたきり高齢者おむつ代助成
- ⑦ 共通入浴券補助
- ⑧ 寝具乾燥

(4) 住環境の整備

- ① 緊急通報システム
- ② 高齢者火災安全システム
- ③ 自立支援住宅改修給付事業
- ④ 自立支援日常生活用具給付事業
- ⑤ 高齢者住宅(シルバーピア)の運営

(5) 福祉のまちづくりの推進

- ① 福祉のまちづくりの推進によるバリアフ リー化
- ② 福祉有償運送事業

(6) 権利擁護システムとサービスの質の向上

- ① 地域福祉権利擁護事業
- ② 成年後見制度
- ③ 高齢者虐待の早期発見・防止
- ④ 福祉サービス第三者評価受審費補助



権利擁護センターこだいら

○施策の柱3 健康づくりの推進

健康や疾病予防についての関心を高めていくとともに、保健福祉サービスに関する関係機関との連携を強化し、高齢者のニーズに応じて、生涯を通じた健康づくりができるような取り組みを進めていきます。

(1) 保健サービスの推進

- ① 健康教育
- ② 健康相談
- ③ 健康診査
- ④ がん検診
- ⑤ 成人嫩科健康診查
- ⑥ 高齢者インフルエンザ予防接種
- ⑦ 健康手帳の交付
- ⑧ 地域健康づくり推進員



健康教室

(2) 医療の推進

- ① 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)
- ② 高齢受給者証
- ③ 休日応急診療・休日歯科応急診療
- 4 準夜応急診療
- ⑤ 歯科医療連携推進事業



○施策の柱4 ○ 思いやりのある地域づくりの推進

高齢者の閉じこもりの発見や防止のための見守り活動等、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護にかかわる人材育成の支援に努めます。また、相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野はもとより、市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。

(1) ボランティア活動の育成・支援

① ボランティア活動推進事業



社会福祉協議会 ボランティアセンター

(2) 福祉人材の育成・支援

- ① 市役所職員に対する人材育成・支援
- ② 地域で専門的に活動している人に対する 育成・支援
- ③ その他の対象者に向けた育成・支援
- ④ 新たな育成・支援策の検討

重点施策

(3) 見守り体制の充実

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の高齢者世帯の増加が見込まれ、見守りや何らかの手助けを必要とする高齢者が増えていきます。地域で孤立しがちな高齢者に対し、万が一の緊急時においても適切な対応ができる仕組みづくりを構築し、安心して暮らせるまちづくりを行う必要があります。

そのため、本計画では、高齢者の生活の不安や孤立感を少しでも緩和するためにも、見守り体制を充実していきます。また、将来における超高齢社会の進展を念頭に、高齢者が一人でも安心して生活し、孤立感や孤独死に至ることがないよう地域の高齢者を見守る体制を充実するシステムへの展開策を検討します。

(事) (事) (事) (事) (1)

- ① おはようふれあい訪問
- ② 電話訪問
- ③ シルバー協力員の登録
- ④ 民生委員児童委員活動
- ⑤ 災害時要援護者の支援



尺生委員児童委員協議会

⑥ 高齢者見守り事業

地域包括支援センターを中心として、支援が必要な高齢者を早期に発見し対応できる体制をつくり安心して自立した生活を継続できるよう支援します。

⑦見守り関連事業の再構築の検討



更なる高齢者のみ世帯の増加を踏まえて、各事業を再確認し、高齢者の生活状況に即した「見守り体制」の再構築の検討をします。

(4) 支援体制の整備

- ① 高齢者保健福祉推進会議
- ② 介護サービス事業所連絡会

③ 地域ケア会議



介護保険事業計画の推進

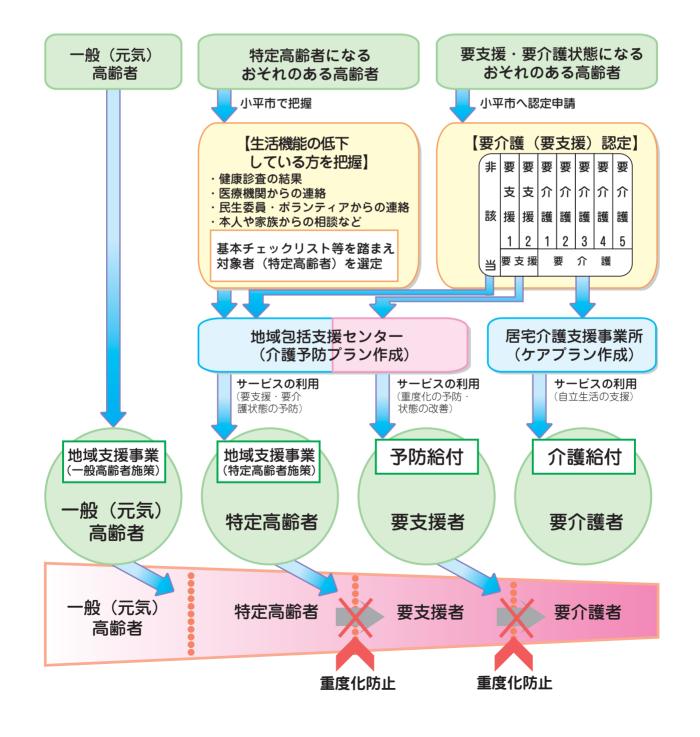


●施策の柱5● 介護保険事業の推進

■目指す方向性と重点施策

小平市では、今後も高齢者の増加に伴い、要介護等認定者の増加が見込まれることから、高齢者の尊厳の保持としての側面からも、住み慣れた地域で安心して老いを迎えられるように、地域ケアの充実を図り、高齢者が少しでも長く元気で過ごすことができるような対策を講じていくことが重要であると考えています。

このことから、第4期事業計画の重点施策を、特に地域密着型サービス及び地域支援事業とし、今後の事業展開を図ります。



重点施策

重(点)(事)(業)(2)

● 地域密着型サービス(介護・介護予防)

地域密着型サービスは、日常生活圏域内に必要な介護サービス提供の拠点を確保し、要介護者等が住み慣れた地域で生活することを支えるという観点から創設されたものです。

小平市では、高齢者が介護を要する状態になっても、また、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、引き続き4つの圏域ごとに認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実を図り、サービス量を見込みます。

① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームの入所者が、地域密着型施設サービス計画に基づき、 入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を受けるサービスです。第3期事業計画においては施設整備を予定していませんでしたが、今 後、特別養護老人ホームの待機者解消のためにも施設整備に努めます。

② 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者等が、職員による食事・入浴等の日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活をする施設です。地域密着型サービスの整備計画に基づき、事業量の確保と質の高いサービスの確保に努めます。

③ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者等が、昼間の数時間をデイサービスセンター等の施設で過ごしながら、食事や入浴、健康チェック、機能訓練等のデイサービスを受けます。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスの整備計画に基づき、市内の通所介護事業者の積極的な参入を促します。

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情等に応じて随時「訪問」や「泊まり」を 組み合わせ、そのときどきに必要とされるサービスを柔軟に提供します。今後は認知症高齢者グ ループホームとの併設等の方法で積極的に事業者へ働きかけをして整備を進めます。

⑤ 夜間対応型訪問介護

2 4時間安心して生活できるよう、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせて提供するサービスです。さらに利用者の拡大を図るためにも、サービスの周知を積極的に行います。

整備計画

		第3	期事		第4	期事業	計画	(B)		平成 2	23年
巻	サービス 種 類	業計 での (<i>f</i>	実績		成 年度	平 2 2	成 年度		成 年度	度末を整備見 (A-	
域		設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数
西	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護							1	29	1	29
圏	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2	27					1	18	3	45
域	認知症対応型通所介護	1	12			1	12		! ! !	2	24
	小規模多機能型居宅介護							1	25	1	25
中央	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1	18			1	18		1 1 1 1 1 1	2	36
央西圏域	認知症対応型通所介護	2	20					1	12	3	32
域	小規模多機能型居宅介護					1	25		 	1	25
中央	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1	18	1	18			1	18	3	54
央東圏域	認知症対応型通所介護	1	12			1	12		 	2	24
域	小規模多機能型居宅介護							1	25	1	25
東	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護							1	29	1	29
巻	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)			1	18					1	18
域	認知症对応型通所介護	2	36	1					 	3	
	小規模多機能型居宅介護			1	25			1	25	2	50
市	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護							2	58	2	58
内	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	4	63	2	36	1	18	2	36	9	153
全	認知症対応型通所介護	6	80	1	12	2	24	1	12	10	128
	小規模多機能型居宅介護			1	25	1	25	3	75	5	125
域	夜間対応型訪問介護	1								1	

重点施策

重)(点)(事)(業)(1)

● 地域支援事業

地域支援事業では、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても、できるかぎり、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

地域支援事業は、A 介護予防事業、B 包括的支援事業、C 任意事業に区分して実施します。

A 介護予防事業

a 介護予防特定高齢者施策

介護予防が必要な高齢者(特定高齢者)を対象に、通所または訪問により、介護予防のための事業を実施します。

① 特定高齢者把握事業

6.5歳以上の方を対象に生活機能評価を実施し、特定高齢者の把握を行います。

② 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、高齢者が寝たきりや要介護状態になったり、症状が悪化したりすることを防ぐために、転倒骨折、閉じこもり、心身の機能低下等の予防教室を開催します。

小平市では介護予防活動に対する高齢者の意識も高く、高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人や家族の具体的な介護予防の実践に結びつけていくためにも本事業の幅広い展開を図ります。また、対象となる高齢者が楽しみながら継続し、機能向上を図ることができるよう実践的に取り組みます。

③ 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等の特定高齢者を対象に、保健師等がその居宅等を訪問し、必要な相談・指導を実施します。

b 介護予防一般高齢者施策

すべての第1号被保険者を対象とした、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を行います。

①介護予防普及啓発事業

パンフレットの作成・配布を行います。また、介護予防教室を開催し、介護予防の普及啓発を 進めます。

② 認知症予防事業

先進的な手法も積極的に取り入れる等、認知症予防事業の充実を図ります。

c「(仮称) 介護ボランティア制度 | の検討

元気な高齢者(65歳以上)が要介護等高齢者の居宅や施設で介護ボランティア活動をすることで、ポイントを付与し、これに対し、交付金を交付する介護予防を目的とした「(仮称)介護ボランティア制度」については、介護保険運営協議会で検討をしましたが、引き続き各市の動向も踏まえ、今後とも介護保険運営協議会での議論を重ねていきます。







B 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

生活機能評価等によりスクリーニング* 1 を行い、介護予防が必要な高齢者(特定高齢者)に、小平市と地域包括支援センターが連携して、おおむね(i) 一次アセスメント* 2 、(ii)介護予防ケアプランの作成、(iii)サービスの提供後の再アセスメント、(i v)事後評価、のプロセスにより介護予防を実施します。

② 総合相談支援事業

総合相談支援事業では、(i)地域における様々な関係者とのネットワーク構築、(ii)ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、(iii)サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

③ 権利擁護事業

権利擁護の観点から、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が十分でない方を保護するため、成年後見制度利用等の支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャー等に対し、(i) ケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、(ii) 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、(iii) 医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築等を行います。

*1 スクリーニング: ふるいにかけること。多数の検診者の中から、比較的簡易な検診等で疑わしい者を選び 出すこと。

*2 アセスメント: 初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

C任意事業

a 介護給付費適正化事業

介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知し、確認してもらうことで一層の適正化を図ります。

b 家族介護支援事業

① 家族介護教室

地域包括支援センターで介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。

② 徘徊高齢者家族支援事業

徘徊等の恐れのある高齢者について、発信器を身につけて、行方不明になったときの早期 発見、保護につなげます。

cその他事業

① 介護相談員派遣事業

介護相談員が施設等を訪問し、サービス利用者の不満や疑問等に対応します。

② ケアプラン指導研修事業

ケアマネジャーに対するケアプラン指導研修事業を実施します。

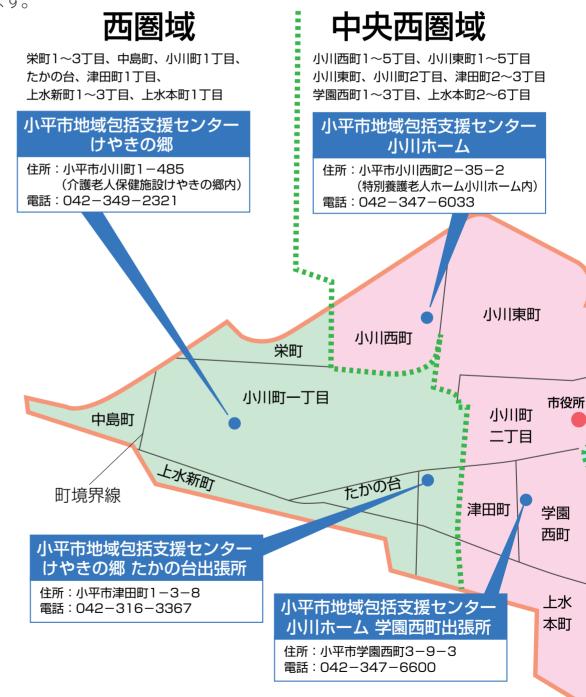
③ 居宅介護支援事業者等助成事業

居宅介護支援等を受けていない要介護者等に対し、介護保険制度の住宅改修を行う際の必要書類の作成者に対し助成を行うことで、住宅改修の利用促進を図ります。

市の圏域と地域包括支援センター

第3期事業計画では、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むことになっていました。

小平市では、「西圏域」「中央西圏域」「中央東圏域」「東圏域」の4つの日常生活圏域に分け、圏域ごとの中核拠点として、地域包括支援センターを設置しました。この圏域の設定に当たっては、圏域の拠点とする地域包括支援センターを中心に地域性や人口、高齢者数等を考慮し設定しました。この第3期事業計画で設定した圏域については、第4期事業計画においても引き続き同じ圏域とします。



地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するこ とを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業として、以下の 4つの事業 を一体的に 実施するものです。

今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が想 定されますので、さらに事業内容の周知を図ります。

中央東圏域

美園町1~3丁目、大沼町1~2丁目 仲町、学園東町1~3丁目、学園東町 喜平町1~3丁目、上水南町1~4丁目

小平市地域包括支援センター 多摩済生ケアセンター

住所:小平市美園町3-12-1 (多摩済生ケアセンター内)

住所:小平市上水南町2-23-20 電話:042-359-2831

電話:042-349-2123

東圏域

花小金井1~6丁目、天神町1~2丁目 鈴木町1~2丁目、花小金井南町1~3丁目 回田町、御幸町

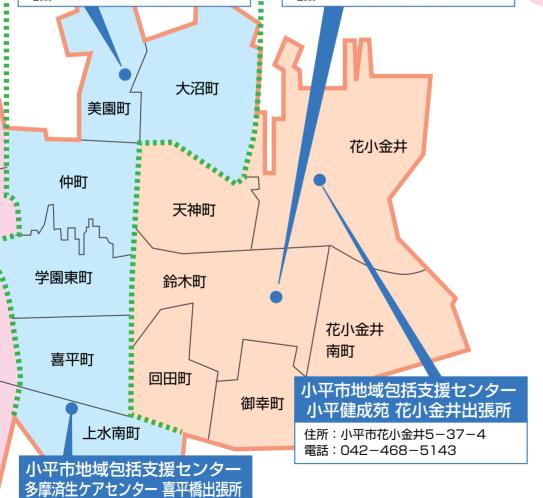
小平市地域包括支援センター 小平健成苑

住所:小平市鈴木町2-230-3 (特別養護老人ホーム小平健成苑内)

電話:042-451-8813

地域包括支援センター の主な事業

- ① 介護予防ケアマネジ メント事業
- ② 総合相談支援事業
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的ケア マネジメント事業

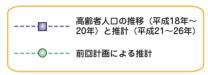


15

● 高齢者人□ (第1号被保険者) の推移と推計

6 5 歳以上の高齢者人口(第 1 号被保険者)については、平成 2 0 年までの実数で前回計画の推計を上回って推移しており、今後も増加し続けていくことが予想されます。





※ 平成16年~20年の住民基本台帳及び外国人人口を基にしたコーホート推計による。

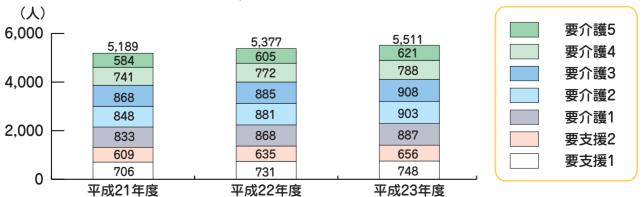
● 介護保険被保険者数の推計

第3期事業計画がスタートした平成18年度には第1号被保険者(65歳以上の方)は32,887人(10月現在)で、そのうち75歳以上の方が13,765人でしたが、平成21年度には約1.1倍の36,187人、75歳以上の方につきましては、約1.2倍の16,277人になると推計します。



要介護等認定者数の推計

平成18年度には4,698人(10月現在、要支援1から要介護5までの合計)でしたが、 平成21年度には約1.1倍の5,189人になると推計します。

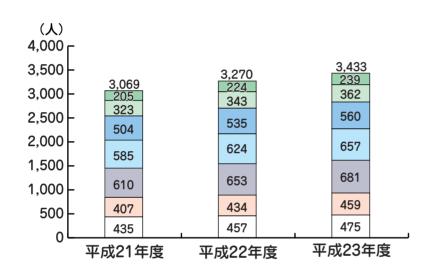


● サービス利用者数の推計

居宅サービスの利用者数は、平成18年度には2,816人(1か月あたりの平均)でしたが、平成21年度には約1.1倍の3,069人と推計します。

施設サービスの利用者数は、平成 1 8 年度には 9 0 4 人(1 か月あたりの平均)でしたが、平成 2 1 年度には約 1.1 倍の 9 7 7 人と推計します。利用者の重度化の方向性を踏まえて、要介護 $4\sim5$ の方の利用増を多く見込んでいます。

■ 居宅サービスの利用者数





■ 施設サービスの利用者数





● 介護サービス利用量の推計

要介護1から要介護5までの方について、平成21年度から平成23年度における各サービス利用量を下表のとおり見込んでいます。

(年間)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	訪問介護	188,4410	194,4910	200,6470
	訪問入浴介護	7,8690	8,1450	8,4230
	訪問看護	24,5990	25,2930	26,0080
居	訪問リハビリテーション	3,700⊟	3,923⊟	4,156⊟
居宅サ	居宅療養管理指導(月平均)	389人	425人	460人
+	通所介護	87,4610	92,2410	97,0890
ا	通所リハビリテーション	13,9940	14,5500	15,1360
ービス	短期入所生活介護	21,939⊟	22,761⊟	23,863⊟
	短期入所療養介護	3,954⊟	4,155⊟	4,358⊟
	特定施設入居者生活介護(月平均)	200人	217人	229人
	福祉用具貸与	12,498人	12,873人	13,286人
	特定福祉用具販売	475人	518人	562人
	住宅改修	359人	406人	452人
	居宅介護支援	23,253人	24,563人	25,569人

1.1		平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス地域密着型	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(月平均)	0人	0人	23人
	認知症対応型共同生活介護(月平均)	8 9人	115人	139人
	認知症対応型通所介護	16,3230	17,6610	19,075
	小規模多機能型居宅介護	20人	336人	960人
	夜間対応型訪問介護	480人	600人	720人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
サ施	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (月平均)	593人	603人	613人
ピ₌╖	介護老人保健施設(月平均)	264人	274人	284人
ス或	介護療養型医療施設(月平均)	120人	120人	120人
	地域密着型介護老人福祉施設(月平均)	0人	0人	23人

● 介護予防サービス利用量の推計

要支援1から要支援2までの方について、平成21年度から平成23年度における各サービス利用量を下表のとおり見込んでいます。

(年間)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	介護予防訪問介護	5,748人	5,988人	6,236人
	介護予防訪問入浴介護	2 🗆	40	60
ノ	介護予防訪問看護	1,9880	2,0930	2,2150
介護予防居宅	介護予防訪問リハビリテーション	3 5 7 ⊟	471⊟	588⊟
Ť	介護予防居宅療養管理指導(月平均)	46人	5 5人	64人
奶	介護予防通所介護	3,351人	3,445人	3,539人
居	介護予防通所リハビリテーション	520人	547人	575人
宅	介護予防短期入所生活介護	1,227⊟	1,515⊟	1,821⊟
サ	介護予防短期入所療養介護	27⊟	28⊟	3 5 ⊟
Į Į	介護予防特定施設入居者生活介護 (月平均)	5 3人	6 4人	75人
ビス	介護予防福祉用具貸与	1,725人	1,947人	2,178人
	特定介護予防福祉用具販売	145人	158人	172人
	介護予防住宅改修	138人	156人	174人
	介護予防居宅介護支援	9,458人	9,910人	10,272人

111		平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービスでは	介護予防認知症対応型共同生活介護 (月平均)	1人	2人	3人
ス防電	介護予防認知症対応型通所介護	1590	2460	2730
型型	介護予防小規模多機能型居宅介護	5人	84人	204人

●介護保険の財源

介護保険の財源は、国や自治体の負担金と、40歳以上の方(第1号被保険者:65歳以上の方、第2号被保険者:40歳以上65歳未満の方)が納める保険料でまかなわれています。 なお、介護従事者の処遇改善を図る観点等から、平成21年度の介護報酬が増額改定されましたが、国はこれにより第1号被保険者の介護保険料が上昇するのを抑制するため、緊急特別対策として臨時特例交付金を交付しています。



小平市高齢者保健福祉計画小平市介護保険事業計画



発行年月 平成21年3月発行

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者福祉課・介護福祉課

住 所 〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電 話 高齢者福祉課 042-346-9537

介護福祉課 042-346-9823

ファックス 042-346-9498

電子メール 高齢者福祉課 df0012@city.kodaira.lg.jp

介護福祉課 kaigo-fks@city.kodaira.lg.jp